

(別記1)

製粉工場等再編合理化学業

第1 事業の概要

本事業は、国内産の小麦、大麦及びはだか麦（以下「国内産麦」という。）の持続的かつ安定的な受入体制を確立するため、製粉工場、精麦工場及び麦茶製造工場（以下「製粉工場等」という。）における製造コストの削減や効率的な加工体制の構築を図るための取組を支援するものとする。

本事業においては、製粉工場等の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、応募主体においては、様式4-1-1の製粉工場等再編合理化学業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

なお、本事業の実施に当たり、事業実施主体は、原則として農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業再編計画の認定を併せて得るものとする。

1 製粉工場等の合理化

(1) 製粉工場等の廃棄・撤去

- ア 製粉業等（製粉業、精麦業及び麦茶製造業をいう。以下同じ。）の廃棄を伴う製粉工場等又は施設等の廃棄・撤去
- イ 製粉業等の廃棄を伴わない製粉工場等の廃棄・撤去
- ウ 製粉工場等の一部の施設等の廃棄・撤去

(2) 契約済麦の引取円滑化

契約済麦（(1)の取組の対象となった製粉工場等を所有する製粉企業等（製粉企業、精麦企業及び麦茶製造企業をいう。以下同じ。）が生産者団体等との間で民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知。以下「民間流通要領」という。）に基づき締結したは種前契約の対象である国内産麦であって、製粉工場等廃棄前までに使用しなかったものをいう。以下同じ。）の確実かつ円滑な引取りの促進

2 製粉工場等の体質強化

製造コストの削減に向けた製粉工場等の施設等の整備（これに伴う設備の移転を含む。）

3 製粉工場等の多角化

高付加価値化及び製造コストの削減に向けた製粉工場等の事業の多角化を目的とした施設等の整備（これに伴う設備の移転を含む。）

第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。

2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知、以下同じ。）」及び「過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け第897号農林水産省大臣官房通知。以下同じ。）」によるものとする。

3 第1の2及び3の補助の対象となる機械器具設備は新品に限るものとし、既存の機械器具設備の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）については、本事業の補助の対象外とする。

4 施設の附帯施設のみの整備については、本事業の補助の対象外とする。

5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。

第3 応募主体の要件

応募主体は、次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。

1 製粉企業等であって、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定めるものをいう。）に限ること。

2 輸入麦及び民間流通麦（民間流通要領第2の2に定めるものをいう。）の買受実績について、直近3年の年間平均数量が、小麦で100トン以上又は大麦で10トン以上の製粉企業等であること。

3 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

第4 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1 取組の内容が、第5の1の成果目標に沿っていること。

2 取組の内容が当該事業の趣旨に合致したものであること。

3 整備対象である施設及び設備が、第5の1の成果目標の達成に直結することであること。

4 整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等に鑑みて適正であること。

5 第1の1の（1）のアの取組を行う場合には、契約済麦の引渡しを確実に実施すること。

6 第1の2の取組を行う場合には、単独又は複数の企業等による事業実施計画において、第1の1の（1）のアの取組を併せて実施することとし、本事業の実施後の日産設備能力の削減を図ること。

- 7 第1の2及び3の取組を行う場合は、本事業の実施後の事業実施主体の国内産麦の引取量の増加を図ること。
- 8 第1の3の取組を行う場合には、単独又は複数の企業等による事業実施計画において、第1の1の(1)のアからウまでのいずれかの取組を行うものであって、整備する施設等は、国内産麦を使用した製品を製造するものに限ること。
- 9 第1の3の取組を行う場合は、多角化した企業の販売金額又は販売数量の5%以上の増加を図ること。
- 10 第1の2及び3の取組を行う場合には、原則として、1事業実施計画当たりの総事業費(第1の1に係る事業費を除く。)が4千万円以上であること。
- 11 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(別添)に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施計画の添付資料として提出していること。
- 12 事業実施主体が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下、「みどりの食料システム法」という。)に基づく基盤確立事業実施計画の認定等を受けている場合、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

第5 成果目標及び目標年度

1 成果目標

(1) 成果目標は、次に掲げる目標を設定するものとする。

ア 本事業の実施後の製品重量当たりの製造コストを5%以上削減(複数の製造企業等による事業実施計画においては、再編前の各工場の製造コストを加重平均した製造コストから7.5%以上削減)

イ 本事業の実施後の工場における稼働率を5ポイント以上増加(複数の製造企業等による事業実施計画においては、再編前の各工場の稼働率を加重平均した稼働率から7.5ポイント以上増加)させ、70%以上とする。

(2) 第1の1の(1)のアの取組のみを行う応募主体は、1の(1)の成果目標を必要とせず、対象廃棄工場における契約済麦が生じないこと又は対象廃棄工場から他の製粉工場等への契約済麦の引渡し100%を成果目標とする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度から3年度以内とする。

第6 補助対象施設の基準等

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

1 製粉工場等の合理化

(1) 製粉工場等の廃棄・撤去

ア 補助対象となる製粉工場等

補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画において、施設等の廃棄・撤去を行うこととしている製粉工場等（以下「廃棄工場」という。）とする。

イ 補助対象経費

（ア）施設等の廃棄・撤去

補助対象は、２の（２）に掲げる施設等の廃棄・撤去に要する経費（他の製粉工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。

なお、廃棄工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る助成金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、製粉工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。

（イ）廃棄工場の施設等の残余財産相当額の補填

- a 補助対象は、２の（２）に掲げる製粉工場等の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97条）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。）が単価20万円以上のものに限る。以下同じ。）を廃棄する際に、当該施設等について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第１項第２号ロ又は法人税法施行令第48条第１項第２号ロに規定する旧定率法をいう。以下同じ。）又は定率法（所得税法施行令第120条の２第１項第２号ロ又は法人税法施行令第48条の２第１項第２号ロに規定する定率法をいう。以下同じ。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。
- b 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該製粉工場等においてaの耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、aの要件を満たすものに限り、補助対象とすることができる。
- c 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - （a） a又はbの施設等（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄工場の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

(b) 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超過しているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

(c) 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて a、b 並びに c の (a) 及び (b) の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

d 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。事業実施計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が c の (a) の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

(2) 契約済麦の引取円滑化

ア 補助対象となる製粉企業等

補助対象となる製粉企業等は、事業実施計画において、廃棄工場を所有する製粉企業等の契約済麦について、当該製粉企業等に代わって引き取り、契約済麦の円滑な流通に寄与する製粉企業等（以下「契約済麦引取企業等」という。）とする。

イ 補助対象経費及び補助率

(ア) 契約済麦引取企業等が廃棄工場の契約済麦を引き取る際に必要となる流通経費（廃棄工場の保管サイロ又は産地の生産者サイロ等の契約済麦の保管場所から契約済麦引取企業等の保管サイロまでの輸送運賃及び庫入出料）の実費を助成することとする。ただし、契約済麦に対して、民間流通要領第4の1の(1)の力の(エ)に基づき、民間流通連絡協議会において決定される条件付契約麦に対する生産者負担金（県間流通麦を引き取る場合の負担金をいう。）が、生産者から支払われる場合には、当該負担金の額を控除するものとする。

(イ) 補助率は、定額とする。ただし、補助金は1,000円／トンを上限とする。

2 製粉工場等の体質強化

(1) 補助対象となる製粉工場等

補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画（第1の1の（1）のアの取組が含まれているものに限る。）において、製造コストの削減に向けた効率的な加工体制を構築するために施設等の整備を行うこととしている製粉工場等とする。

（2）補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

a 機械器具設備

受入、加水、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、換気・空調、分析等に係る設備及びその他製粉、精麦及び麦茶の製造に必要な設備の整備

b 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物の整備

c その他

機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費

3 製粉工場等の多角化

（1）補助対象となる製粉工場等

補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画（第1の1の（1）のいずれかの取組が含まれているものに限る。）において、高付加価値化及び製造コストの削減に向けて事業を多角化するために施設等の整備を行うこととしている製粉工場等とする。

（2）補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

a 機械器具設備

麺、パン、プレミックスの製造に係る設備及びその他麦加工品の製造に必要な設備の整備

b 上屋等

2の（2）のbに掲げる経費

c その他

2の（2）のcに掲げる経費

第7 補助金の上限

本事業に係る補助金の上限は、1事業実施計画当たり4千万円とする。

第8 再編合理化計画書の作成

応募主体は、事業実施計画書（様式4-1-1）と併せて再編合理化計画書（様式4-1-2）を作成し、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に提出

することとする。